

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月13日

【会社名】 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社

【英訳名】 Sompo Japan Nipponkoa Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 グループCEO 代表取締役社長 櫻田 謙悟

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3000 (代表)

【事務連絡者氏名】 法務部課長 菅谷 基之

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3000 (代表)

【事務連絡者氏名】 法務部課長 菅谷 基之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】  
その他の者に対する割当  
(発行価額の総額) 414,179,100円  
(発行価額の総額に新株予約権の行使に際して  
払い込むべき金額の合計額を合算した金額)  
414,279,800円  
(注) 1. 本募集は、平成27年7月30日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的とする新株予約権の発行に関するものである。  
2. 発行価額の総額および発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成27年7月23日の時価を基礎として算出された見込額である。  
3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合および当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

【安定操作に関する事項】 該当事項はない

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年7月30日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項については、平成27年8月7日に有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出しておりますが、平成27年8月13日に四半期報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せて添付書類から平成28年3月期第1四半期決算短信および参考資料を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

以下の書類を削除します。

平成28年3月期 第1四半期決算短信

平成28年3月期 第1四半期決算短信 参考資料

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

(訂正前)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第5期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) 平成27年6月25日関東財務局長に提出。

#### 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成27年7月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成27年6月26日に関東財務局長に提出。

(訂正後)

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第5期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) 平成27年6月25日関東財務局長に提出。

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第1四半期(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日) 平成27年8月13日関東財務局長に提出。

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(平成27年8月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成27年6月26日に関東財務局長に提出。

### 第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類である有価証券報告書(第5期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断している。

(訂正後)

参照書類である有価証券報告書(第5期事業年度)および四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本訂正届出書提出日現在において変更の必要はないと判断している。